

# 大和市立草柳小学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称及び事務局)

本会は、大和市立草柳小学校 P T A と称し、事務局を大和市立草柳小学校内に置く。

### 第 2 条 (目的)

本会は、保護者と教職員とが協力して、家庭・学校・地域社会における児童の健全で幸福な成長を図ることを目的とする。

### 第 3 条 (活動内容)

本会は、前条の目的を達成するために、保護者と教職員が親睦をはかり関係を緊密にし、共通理解を深め、次の活動を行う。

1. 学校教育への協力と支援をする。
2. 児童の教育環境の整備・充実。
3. 地域社会における児童の安全確保。
4. その他目的達成に必要な事業。

### 第 4 条 (方針)

本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教及び選挙等への関与、また営利を目的とする行為は行わない。
2. 学校の人事、その他管理運営には干渉しない。

## 第 2 章 会 員

### 第 5 条 (資格)

本会の会員は、大和市立草柳小学校(以下本校という)に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者(以下保護者という)及び本校に在職する教職員とする。

### 第 6 条 (権利と義務)

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

### 第 7 条 (会費納入義務)

会員は、会費を納める義務がある。

## 第 3 章 会 計

### 第 8 条 (収支)

本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。

### 第 9 条 (会費)

本会の会費は、年額 3,000 円とする。

### 第 10 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 11 条 (会計規定)

会計に関しては、別途規定を定める。

## 第 4 章 役員・会計監査員及び顧問

### 第 12 条 (構成)

本会は、次の役員及び会計監査員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 書記 2 名 (内教職員 1 名)
4. 会計 2 名 (内教職員 1 名)
5. 会計監査員 2 名

### 第 13 条 (顧問)

学校長は、本会の顧問とし、学校管理の立場から各委員会に出席して意見を述べることができる。

### 第 14 条 (選出)

役員及び会計監査員の指名に関し、別途指名委員会を設置する。

### 第 15 条 (指名細則)

役員及び会計監査員に関する細則は、別途定める。

### 第 16 条 (任期)

役員及び会計監査員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

### 第 17 条 (任務)

役員及び会計監査員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また本会の総会は会長が招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、委員会・学校及び関係機関との調整、渉外を行う。また、会長事故ある時はその代行をする。
3. 書記は、役員会・運営委員会の議事ならびに会務の記録及び各種連絡や通知、報告書等の文書作成とその保管・整理を行う。
4. 会計は、会計規定に定めた実務を行う。
5. 会計監査員は、会計規定に基づき、本会の会計監査を行う。

## 第 5 章 運 営

### 第 18 条 (委員会)

本会の運営のために、次の委員会を設置する。

各委員会は、この会に必要な事項につき調査、立案、活動を行う。

1. 役員会
2. 運営委員会
3. 常任委員会
4. 特設委員会

### 第 19 条 (委員会細則)

各委員会に関する細則は、別途定める。

## 第 6 章 総 会

### 第 20 条 (最高議決機関)

総会は、全会員で構成し、本会の最高議決機関とする。

### 第 21 条 (総会開催回数)

定期総会は、原則として年 1 回以上開催する。

第22条 (成立)

その定足数は、会員の1/5とする。但し、委任状を認める。

第23条 (議決)

総会の議事は、出席者の過半数で決定する。

第24条 (内容)

定期総会は、以下の内容とする。

1. 活動及び事業報告
2. 決算報告
3. 会計監査報告
4. 次年度の役員及び会計監査員の承認
5. 次年度の事業計画案の審議
6. 次年度の予算案の審議
7. その他必要事項

第25条 (臨時総会)

臨時総会は、運営委員会の招集、または全会員の1/10以上の要求があったときに、開催することができる。

第26条 (議長)

議長は、総会当日の出席会員より選出し、総会を取りまとめる。

## 第7章 慶弔及び救援

第27条 (慶弔・救援)

本会は、第2条の目的達成に必要な慶弔及び救援を行う。

第28条 (慶弔・救援細則)

慶弔・救援に関する細則は、別途定める。

## 第8章 改正

第29条 (規約)

この規約は、総会において出席者の2/3以上の賛成がなければ改正できない。

第30条 (細則)

細則は、運営委員会の決定によって規定し改正することができる。

	附	則	
昭和32年	5月	7日	規約制定
昭和36年	3月	30日	一部改正
昭和42年	4月	22日	一部改正
昭和47年	3月	15日	一部改正
昭和49年	4月	13日	一部改正
昭和55年	5月	15日	一部改正
昭和63年	5月	21日	一部改正
平成5年	5月	1日	一部改正
平成15年	3月	11日	一部改正
平成16年	5月	18日	一部改正
平成19年	5月	7日	規約改定
平成27年	5月	13日	一部改正
令和4年	5月	30日	一部改正
令和5年	5月	31日	一部改正

# 会 計 規 定

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目的)

この規定は、規約第 1 1 条に基づき、財政および会計の適正な処理を行うために定める。

### 第 2 条 (会計区分)

本会の会計は、一般会計と特別会計とに分け、各々につき収支計算を行う。

### 第 3 条 (会計の総括)

本会の会計は、会長の総括のもとに、会計担当役員が掌握する。

### 第 4 条 (帳簿)

会計担当役員は、会計に関する帳簿を備え、整然かつ明瞭に整理するものとする。  
なお、会計に関する書類の保存期間は 7 年とする。

## 第 2 章 予 算 と 決 算

### 第 5 条 (収入・支出・予算)

予算は年度予算とし、収入と支出はすべて予算に計上しなければならない。

### 第 6 条 (予算案の作成)

会計担当役員は会長の指揮のもとに年度予算案を作成し、運営委員会の審議を経て、その年度の総会に提出する。

### 第 7 条 (予備費の支出)

1. 予測し難い支出の不足にあてるため、予備費として予算に計上することができる。
2. 10 万円以上の予備費の使用は、運営委員会に報告しその承認を求めなくてはならない。

### 第 8 条 (計算書類の作成)

1. 会計担当役員は会計年度ごとに計算書類を作成し、会計監査および運営委員会の審議を経てその年度の総会に会計監査報告書を添えて報告しなければならない。
2. 前項の計算書類は次のものとする。
  - (1) 一般会計収支計算書
  - (2) 特別会計収支計算書
  - (3) びびっど基金収支計算書

## 第 3 章 収 入 と 支 出

### 第 9 条 (会費納入)

会員は、規約 7 条に基づく P T A 会費を当該年度内に納入しなければならない。  
なお、中途入会および途中退会のあった月については、次に基づいて、集金および返金を行うものとする。

- 1 日～15 日 (当月を含む)
- 16 日～末日 (当月を含まず)

### 第 10 条 (その他の収入)

会計担当役員はその他の収入があったときは、その適否を検査し異常のない場合は収入に計上する。

### 第 11 条 (支出金額等の統制)

1. 会計担当役員は、支出予算の各経費項目に基づき支出を行う。
2. 重要な支出は見積りを取り、会長に指示を仰ぎ効率的な支出を心がける。

## 第 4 章 金 銭 の 管 理

### 第 1 2 条 (現金)

1. 現金は必要に応じ、その都度銀行から引出し、その出納を金銭出納帳に記録し、残高を記録する。
2. 小口現金及び仮払いは行わないものとする。

### 第 1 3 条 (預金)

会計担当役員は、預金の残高について毎月、金融機関の預金残高を照合・確認する。

## 第 5 章 会 計 監 査

### 第 1 4 条 (監査の種類)

監査は内部監査とする。

### 第 1 5 条 (内部監査の時期)

内部監査は原則として、年度決算後および半期を経過した時期の 2 回の監査を実施する。  
但し総会または運営委員会が必要と認めた場合は、その都度実施する。

### 第 1 6 条 (内部監査事項)

会計監査は、次の事項について監査する。

1. 現金および預金の確認
2. その他必要と認める事項

### 第 1 7 条 (内部監査報告)

会計監査員は、会計監査を実施したとき監査報告書を作成し、総会または運営委員会に報告する。

## 第 6 章 そ の 他

### 第 1 8 条 (会計事務の引き継ぎ)

会計担当役員が交代した際は新旧役員により会計事務の引継ぎを行うこととする。

### 第 1 9 条 (規定の変更)

この規定は、総会において出席者の 2 / 3 以上の賛成がなければ改正できない。

附 則  
平成 1 9 年 5 月 7 日 会計規定制定

# 役員指名細則

- 第 1 条 規約第 15 条により、この細則を設ける。
- 第 2 条 指名委員は、次により選出され、指名委員会を構成する。  
各地区代表  
学校代表  
運営委員代表  
但し、指名委員は役員候補者たり得ない。
- 第 3 条 指名委員会には、互選により正副委員長各 1 名を置く。なお、運営委員代表は連絡員を兼ねる。
- 第 4 条 1. 指名委員会は、規約第 12 条による役員の定数の候補者を推薦し、総会に提案する。  
2. 指名委員長は、役員の推薦のために必要とされる範囲において、運営委員会等の関係機関に協力を要請することができる。
- 第 5 条 役員の定数のうち、その選出母体は次の通りとする。  
会 長 1 名は保護者  
副会長 2 名は保護者  
書 記 1 名は保護者 1 名は教職員  
会 計 1 名は保護者 1 名は教職員  
但し、教職員を選出母体とする書記・会計については、校長の推薦にもとづき会長が委嘱する。
- 第 6 条 規約第 12 条による会計監査員の選出及び承認は、役員の選出及び承認の手続きを準用する。
- 第 7 条 会計監査員の選出母体は保護者とする。
- 第 8 条 この細則の運用については、別途定める。
- 第 9 条 この細則は、運営委員会の決定によって規定し改正することができる。

附		則	
昭和 49 年	2 月 1 日		細則制定
昭和 50 年	4 月 1 日		一部改正
平成 5 年	5 月 1 日		一部改正
平成 15 年	3 月 11 日		一部改正
平成 15 年	11 月 25 日		一部改正
平成 18 年	2 月 17 日		一部改正
平成 19 年	5 月 7 日		一部改正

## 役員指名細則の運用について

1. 役員指名細則（以下細則と言う）第8条によりこの運用を定める。
2. 細則第2条の各地区代表・学校代表・運営委員代表とは次の通りとする。
  - \* 各地区代表……各地区選出者（委員会細則第4条の1により選出された1名を指す。）
  - \* 学校代表……定員を1名とし、その選出は学校が行う。
  - \* 運営委員代表…定員を1名とし、その選出は運営委員が行う。
- 3-1. 細則第2条の指名委員会の構成は各地区代表、学校代表各1名の総合計を持って最大限の定数とする。なお、運営委員代表1名は連絡員として置く。
- 2. 指名委員は、規約第10条及び細則第4条、第6条の履行の為、指名委員会の指定した期日までに所定の様式により候補者の推薦を届出なければならない。
- 3. 委員長は、細則第4条の2に基づき指名委員以外の会員に、候補者の推薦に要する協力を依頼する場合には、緊急かつやむを得ない場合を除き、委員会の承認を得なければならない。
4. 細則第4条の推薦及び第6条の運用は次の順による。
  - (1) 第1回指名委員会「会長による招集及び指名委員会成立」
    - ① 資格確認
    - ② 成立—各地区及び学年、学校を代表する委員の実員数を1とした合計の2/3以上（以降の成立もすべてこれによる）運営委員代表の連絡員は含まない。
    - ③ 規約・細則運用の確認
    - ④ 正副委員長の選出
    - ⑤ 公式の記録は副委員長が行う。
    - ⑥ 次回の計画の決定
  - (2) 第2回指名委員会「指名委員長による招集」
    - ① 資格確認
    - ② 成立
    - ③ 正副委員長及び委員長の指名する立会人1名を含み、候補者推薦用紙の回収と発表（用紙の様式は別紙）
    - ④ 正副委員長の配偶者が候補となった場合は、直ちに指名委員の中から正副を交代する。
    - ⑤ 指名委員の配偶者が候補となった場合は、その交渉活動に参加しない。
    - ⑥ 必要により推薦の理由を説明
    - ⑦ 役員候補の選出方法は、指名委員会が決定する。
    - ⑧ 第3回以降の指名委員会交渉計画の決定と実行は、2回目に準じる。
  - (3) 最終回指名委員会  
文書を持って会長に結果の報告を行う。
5. 指名委員会での内容は一切口外しない。
6. この細則の運用は、運営委員代表を含む指名委員会全員の決定以外に変更できない。

昭和49年 2月 1日制定  
平成 2年 3月 12日改正  
平成 11年 4月 19日改正  
平成 15年 11月 18日改正  
平成 16年 11月 24日改正  
平成 17年 11月 2日一部改正

# 委員会細則

## 第 1 章 細則の制定

第 1 条 規約第 19 条により、この細則を設ける。

## 第 2 章 分科委員会

第 2 条 この会の委員会は地区選出委員、学年選出委員及び教職員からなり、以下の常任委員会ならびに特設委員会を置く。

各委員会には正副委員長各 1 名、委員若干名を置く。

また、役員は各委員会の会務を調整、指導等に当たる。

なお、常任委員会は各委員長が招集し、特設委員会の設置については役員会の決定による。

1. 常任委員会

- (1) 校外指導委員会 (2) 広報委員会  
(3) 学年委員会 (4) バレーボール委員会

2. 特設委員会

- (1) 指名委員会 (2) その他特別に事業を処理する委員会

第 3 条 常任委員会の役割は、次の通りとする。

- (1) 校外指導委員会……学校と地域との連携を図り、児童の交通安全と校外の生活指導に協力する。  
(2) 広報委員会……P T A 活動の情報を伝え、会員の意識の向上に努めるとともに会員相互の意志の疎通を図る。  
(3) 学年委員会……学校教育への理解を深めるための学習を基盤にして、学校と家庭及び学年学級間の連絡を図り、児童の健全育成に努める。  
(4) バレーボール委員会…会員相互の親睦を深めると共に、他校との交流を図るため、バレーボール事業の運営に努める。

## 第 3 章 委員の構成

第 4 条 1. 地区委員は、地区の会員数およそ 30 名につき 1 名の割合で選出される。

2. 地区の会員数 10 名未満の地区は、役員会の協議により地区委員が欠員となることもある。地区委員を 1 名選出し、校外指導委員会活動の一部を担う。

3. 地区は次の通りとする。

- (1) 中央 2・3 丁目 A (2) 中央 2・3 丁目 B (3) 中央 4 丁目  
(4) くるみ会 (5) 大和会 (6) 大東  
(7) 上草柳東 (8) 東原南 (9) コスモ

第 5 条 全学年の中から、学年委員を 12 名、広報・バレーボール委員を各 6 名選出する。



## 第 4 章 運営のための各委員会の構成と任務

第 6 条 運営のための各委員会は、次により構成される。

役員会……役員、校長、教頭  
運営委員会……役員会構成者、分科委員会正副委員長  
常任委員会……運営委員、各委員会の委員

第 7 条 運営のための各委員会の任務

役員会……会の目的達成のための基本的な企画を行い、また運営委員会にはかる議題につき検討する。  
運営委員会……1. 役員会、分科委員会の立案事項を調整し、年間計画をたてる。  
2. 総会に提出する議案、常任委員会に諮問する計画につき検討する。  
3. 年度途中に役員及び会計監査員に欠員が生じた時、その補充を行う。  
4. その他緊急な事項につき協議決定する。  
常任委員会……年間計画、その他運営委員会から提出されたこの会の計画事項を協議し実践活動を行う。

第 8 条 各委員会の成立は定数の 1/2、議事は出席者の過半数で決する。

## 第 5 章 そ の 他

第 9 条 この細則の運用については、別途定める。

第 10 条 この細則は、運営委員会の決定によって規定し改正することができる。

附		則		
昭和 49 年	5 月	8 日		細則制定
昭和 59 年	4 月	19 日		一部改正
平成 5 年	5 月	1 日		一部改正
平成 6 年	5 月	7 日		一部改正
平成 12 年	5 月	20 日		一部改正
平成 15 年	1 月	20 日		一部改正
平成 16 年	5 月	18 日		一部改正
平成 18 年	2 月	17 日		一部改正
平成 19 年	5 月	7 日		一部改正
平成 20 年	5 月	12 日		一部改正
平成 26 年	1 月	28 日		一部改正
平成 27 年	2 月	24 日		一部改正
平成 30 年	5 月	9 日		一部改正
令和 5 年	12 月	11 日		一部改正

## 委員会細則の運用について

1. 委員会細則（以下細則という）第9条により、この運用を定める。
2. 細則第2条における委員の選出は次による。
  - (1) 委員は原則として学校及び各地区から選出される。
  - (2) 委員は会員数およそ10名につき1名の割合とする。年度毎の学校及び地区への割当数は役員会より指示される。
  - (3) 選出された委員は分科委員会の各委員会に所属し、常任委員会または役員指名委員会の構成員となる。所属の調整、割り当ては前年度地区代表委員と役員会が行い、役員会より指示される。
  - (4) 学校及び地区から選出された委員のうち、1名は地区代表委員を兼任する。
  - (5) 地区代表委員は校外指導委員会に所属する。
  - (6) 各委員会は、正副委員長各1名を選出する。正副委員長は運営委員会の構成員となる。
  - (7) 各委員会の正副委員長及び委員は、常任委員会の推薦にもとづき会長が総会で委嘱する。
  - (8) 各委員会に必要ながあれば、運営委員会は会員から委員を推薦することができ会長より委嘱される。
3. 細則第5条における広報委員会、学年委員会、バレーボール委員会の正副委員長、及び委員は、各学年の推薦に基づき会長が委嘱する。
4. 細則第7条以外の本会に関係のある委員会等は、役員会との連絡を取り運営することが望ましい。  
例 ・ ボランティア活動 等

	附	則	
昭和49年	5月	8日	制 定
平成5年	5月	1日	一部改正
平成6年	5月	7日	一部改正
平成6年	9月	6日	一部改正
平成18年	2月	17日	一部改正
平成18年	2月	17日	一部改正
平成19年	5月	7日	一部改正
平成30年	5月	9日	一部改正
令和5年	12月	11日	一部改正

## 地区委員選出数の取り扱いについて

1. 委員会細則第3章第4条及び委員会細則の運用について、以下の実務上の取り扱いを定める。
2. 地区委員選出数の取り扱いについて
  - (1) 地区委員の選出数について  
各地区における次年度の地区委員（校外指導委員・指名委員）の選出数は、PTA規約により当年度4月末の世帯数に基づいて決定する。
  - (2) 地区委員の選出数の増減について  
選出数の増減についての各地区からの要望は書面にて本部に提出することとし、その際は来年度に反映するかどうかを本部が検討決定する。要望があった場合、地区委員全体数を考慮して検討する。状況によっては要望が反映されないこともある。また、本部は検討結果を書面にて連絡する。

	附	則	
平成23年	4月	1日	制 定
平成30年	5月	9日	一部改正
令和5年	5月	31日	一部改正

# 慶 弔 ・ 救 援 細 則

第 1 条 規約第 28 条により、この細則を設ける

第 2 条 慶弔その他の区分と各基準額は次のとおりとする。

1. 慶

- (1) 役員会 構成者の退任 記念品
- (2) 運営委員会構成者の退任 記念品
- (3) 教職員の転退職 在職年数 5 年程度 5, 000 円
- (4) 学校・官公署などからの公式招待 3, 000 円
- (5) 卒業生への記念品代 一人 600 円

2. 弔

- (1) 会員の死亡 10, 000 円
- (2) 児童の死亡 10, 000 円

3. 見舞い

- (1) 役員 of 長期にわたる病気入院 5, 000 円
- (2) 会員の P T A 行事におけるけが (程度による) 等 5, 000 円  
なお、執行の判断については、役員会で検討する。

4. 救援

- (1) 会員宅の火災・風水害・その他の被害 (程度による)  
10, 000 円

第 3 条 前条以外の慶弔・救援については、そのつど役員会で先決執行し、事後運営委員会に報告する。

第 4 条 この細則は、運営委員会の決定によって規定し改正することができる。

## 附 則

昭和 49 年	5 月 25 日	細則制定
平成 2 年	3 月 12 日	細則改正
平成 6 年	9 月 6 日	一部改正
平成 9 年	3 月 3 日	一部改正
平成 11 年	5 月 15 日	一部改正
平成 14 年	9 月 11 日	一部改正
平成 19 年	5 月 7 日	一部改正
令和 5 年	5 月 31 日	一部改正